

## 宣言書

私、以下に署名するところの.....は、ポーランド広報文化センター所有の公用車売却のための公開入札への参加に関連した私の個人情報の取り扱いに関する以下の説明内容を読み、GDPR 第 15、16 条および第 18 条に言及されている私の権利をすべて承知していることを言明します。

.....  
/日付および署名/

### ポーランド広報文化センターによる個人情報の取り扱いについて

以下に示す内容は、個人データの処理および当該データの自由な移動に関する自然人の保護ならびに指令 95/46/EC の廃止に関する 2016 年 4 月 27 日付の欧州議会および理事会規則 (EU) 2016/679 (以下「GDPR」) 第 13 条に規定されている義務を履行するものである。

1. GDPR 第 4 条第 7 項の理解によるところの個人データの管理者は、ポーランド外務大臣（所在地：ポーランド・ワルシャワ市 J・Ch・シュフ通り 23 番地）であり、執行管理者はポーランド広報文化センター（所在地：〒153-0062 東京都目黒区三田 2-13-5）所長である。
2. ポーランド外務省および在外公館において任命されている個人データ検査官 (IOD) の連絡先は以下のとおりである：  
所在地 : Al. J. Ch. Szucha 23, 00-580 Warszawa  
電子メールアドレス: [iod@msz.gov.pl](mailto:iod@msz.gov.pl)
3. 個人データは、GDPR 第 6 条 1 項 (c) に基づき、公開入札による公用車の売却を実施するため、国庫の特定の資産の詳細な管理に関する 2017 年 4 月 4 日付けの閣僚理事会規則 (2017 年官報第 719 号) の第 17 条第 1 項に関連して処理される。
4. データへのアクセス権を持つのは、ポーランド共和国外務省およびポーランド広報文化センターおよび有資格職員、具体的には入札委員会の構成員のみである。
5. データは GDPR の規定により保護されるが、法的規定に基づく場合にのみ第三者および団体に開示されることがある。
6. データは国際機関に伝えられることはない。ただし例外として、落札者に関しては、その個人データが日本国外務省に伝えられる。
7. 入札者の個人データは、公開入札が完了するまで処理の対象となり、その後記録保存される。落札者の個人データは、日本国外務省における事務手続き完了および当該車両の引渡し完了後によく記録保存される。いずれの場合も、個人データは 1983 年 7 月 14 日に制定された法律の規定に従い、記録保存の目的で保管される。国家記録資源および公文書館に関する法律 (2018 年官報第 217 号)、およびこれによるポーランド外務省および外国公館の内部規則に従うものとする。
8. 当該者には、GDPR 第 15~16 条に規定されている個人情報データ化管理権、特に自らの個人情報へのアクセスおよび訂正の権利、ならびに、GDPR 第 18 条に規定されているデータ化処理を制限する権利 (該当する場合) が与えられている。

9. データが、法的影響もしくは同様に重大な影響を及ぼし得る機械的な方法により自動的な処理を受けることはない。プロファイリングの対象となることもない。

10. 自身の個人データの処理及び保護に関して、当該者には以下の住所の監督機関に申し立ての権利が与えられている：

Urząd Ochrony Danych Osobowych (個人情報保護局)

ul. Stawki 2, 00-193 Warszawa